

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次

1. 新しい年を迎え新たな展開へ…………… 1	5. 2002年度「ソフトウェアの知的財産権入門講座」の ご案内…………… 6
2. 年頭所感 ・経済産業省、文化庁、特許庁…………… 2	6. 海外往来状況…………… 6
3. 第11回SOFTIC国際シンポジウム開催報告…………… 3	7. プログラム著作物登録申請状況…………… 7
4. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2002表彰…………… 4	8. 寄稿…………… 8

1. 新しい年を迎え新たな展開へ



財団法人 ソフトウェア情報センター
理事長 安西 邦夫

新年明けましておめでとうございます。

当財団は、高度情報社会が進展する中で、時代の要請に即応あるいは先行してソフトウェア等の権利保護、流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たしてまいりました。

昨年は、知的財産権を巡り大きな動きがございました。政府において、「知的財産立国」の実現を目指した「知的財産戦略大綱」がとりまとめられ、11月には「知的財産基本法」が国会で可決成立しました。また、これより先に特許庁において、ソフトウェア等情報財の特許保護強化とネットワーク取引の促進等を図るため、特許法の改正が行われました。

当財団では、このような動きに対応して、内外

の情報収集及び調査研究を進めると共に、適時セミナーを開催することにより情報提供を行ってまいりました。また、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」の表彰、特許庁コンピュータソフトウェアデータベースのための電子化情報作成事業、プログラム著作物の登録事務等を着実に実施いたしました。さらに、昨年11月には第11回SOFTIC国際シンポジウムを開催し、今後益々増大する知的財産権やソフトウェア取引を巡る紛争の解決手段としてのADR（裁判外紛争解決手続）の可能性等をテーマに、内外の有識者、専門家による発表や情報交換が活発に行われました。

21世紀はユビキタス・ネットワークの時代とも言われており、ソフトウェア等情報財の権利保護と流通・利用促進は益々重要な課題となっております。私ども財団としては昨今の厳しい環境の中で経営努力をしつつ、積極的に対応してまいり所存でございます。本年も皆様方からの格別のご支援ご協力をお願い申し上げます。

2. 年 頭 所 感



経済産業省商務情報政策局
情報処理振興課
課長 嶋田 隆

平成15年の新春を迎え、謹んでお慶びの言葉を申し上げます。

「IT革命」という言葉が登場して、はや数年が経ちますが、ITの利活用は、産業分野にとどまらず、教育・医療、公共分野、さらには個人の生活にまで確実に浸透しつつあります。また、その利用形態も多様化し、パソコンを始めとした様々な情報機器を通じて、いつでもどこでもネットワークにつながる事ができる、いわゆる「ユビキタス・コンピューティング」の時代に突入することも予想されます。その中でも、「経済のソフト化」と言われているように、情報サービス産業の重要性は年々高まってきております。昨今の我が国の厳しい経済環境の中で、情報サービス産業が13兆円を超える市場にまで着実に成長してきている事実は、その証左です。一方で、利用者サイドのニーズは、ますます多様化・高度化し、より高い付加価値を継続的に提供できる企業を選別される傾向が強まり、また、拡大する市場を巡って、欧米諸国、さらには、中国、インドといったアジア諸国と激しい国際競争が展開されることとなります。

このように、我が国情報サービス産業にも大きな変革の時代が訪れようとしております。このような

状況の中で、行政としても様々な課題に取り組んでまいります。まず、平成15年度税制改正においては、情報サービス産業の競争力の源泉である研究開発投資に対し10%を超える税額控除等を行う研究開発税制の抜本的な強化を行います。また、企業が行うソフトウェア投資等のIT投資に対し10%の税額控除等を行うIT投資促進税制を創設いたします。これらの減税は合わせて一兆円超の規模となり、我が国において前例のない措置となるのみならず、先行する欧米諸国の取組をも遙かに上回る規模、内容の措置となります。次に、IT人材の育成です。物的資産を要しない情報サービス産業にとっては、人的資産が最大の経営資源との認識のもと、昨年末にITスキルの体系的指標であるITスキル標準を整備いたしました。これをもとに、各企業が戦略的なスキル開発のためのプログラムを作成し、さらには、各個人が主体的にスキル向上を図っていけるよう、積極的な支援を行います。また、情報システムに係る政府調達改革にも引き続き取り組んでまいります。例えば、調達側が入札者の技術力を適切に評価できるよう、外部人材の活用等を通じた調達側の能力向上、調達管理の体制強化、といった課題に取り組んでまいります。さらには、これらの取組を通じて、我が国の情報サービス産業の発展に貢献することが出来れば幸いに存じます。

最後になりましたが、平成15年が財団法人ソフトウェアセンター並びに賛助会員の皆様にとってよりよい年であることを祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



文化庁長官官房著作権課
課長 岡本 薫

新しい年を迎え謹んで御挨拶申し上げます。

貴センターにおかれましては、日頃から、ソフトウェアの法的保護の充実のため、国際シンポジウムの開催や権利保護に関する調査研究、各種セミナーの開催など、幅広い活動を行われております。また、プログラムの著作物の登録に関しましても、文化庁長官が指定する指定登録機関として適切に事務を遂行されており、ソフトウェアの権利保護に大きく貢献していただいております。文化庁といたしまして

も、貴センターのこれまでの活動に深く敬意を表するとともに心から感謝申し上げます。

今日、「知的財産」をめぐる動きが大きく変化してきております。特に昨年は、「知的財産戦略大綱」の策定や「知的財産基本法」の成立など、「知的財産」を重視し各種施策を総合的かつ計画的に推進していくとする動きが活発化しました。これらに示された戦略的な指針によって、「知的財産」の新たな創造を支援し、適切な保護を図るとともに、社会で広く活用される環境を作り上げてゆくことが目指されています。

文化庁では、これらの動きを踏まえ、著作権に関わる課題を、①「法律ルールの整備」、②「円滑な流通の促進」、③「国際的課題への対応」、④「著作権教育の充実」、⑤「司法救済制度の充実」の「戦略5分野」に整理し、「知的財産戦略大綱」や「知的財産

基本法」を踏まえつつ、様々な施策を展開しつつあります。

また、審議会においても、この5分野に対応する5つの小委員会を設け、様々な課題について検討を重ねてまいりましたが、「法律ルールの整備」、「司法救済制度の充実」に関して、法改正の方向性が示された事項につき、今国会に著作権法改正案を提出する予定です。具体的には、映像コンテンツの保護の強化、著作権侵害に対する司法救済制度の充実等に関する法改正を予定しております。

これらの施策の実施には、国民各層の理解と参画が不可欠であり、「知的財産立国」の実現という目標に向かって、それぞれが役割と責任をもって積極的に活動することが期待されます。

貴センターにおかれましても、このような時代の流れを踏まえ、様々な事業の充実に引き続きご尽力くださるようお願いします。

最後に、貴センターの益々の御発展をお祈りいたしまして、年頭の御挨拶といたします。



特許庁
電子情報管理室
室長 小林 明

「知的財産戦略大綱の理念の実現に向けたデータベースづくり」

あけましておめでとうございます。

昨年3月、我が国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図るため「知的財産戦略会議」が立ち上げられ、精力的な議論の結果、7月には「知的財産戦略大綱」がとりまとめられました。

これをうけて、11月には「知的財産基本法」が制定され、国、地方公共団体、大学等、及び事業者が、相互に連携を図りながら協力し、さまざまな施策を展開することとなりました。この中で、特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うことなどが求められています。

さて、近年急速な進展を遂げているネットワークを利用した電子商取引や、世界のエンターテインメント市場をリードするまでに成長した電子ゲームは、今後の我が国の産業の中核となる技術として、科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）では重点分野の一つに指定されています。知的財産戦略大綱の理念を具現化し、こうした分野の発展を目指すためには、知的財産を適切に保護することが重要であることはいうまでもありませんが、その知的財産は、迅速かつ的確な審査によって裏付けられた安定した権利でなくてはなりません。

迅速かつ的確な審査を行うためには、質の高い先行技術調査が不可欠であり、その先行技術調査は充実した精度の高いデータベースの基盤の上に成り立つものです。電子商取引や電子ゲームの分野では、特許出願された内容が掲載された文献のみならず、雑誌、単行本、マニュアルなどの一般的な文献に有用な情報が存在することが少なくなく、これらの文献を種々の観点から解析して蓄積したCSDB（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）は、上記のような分野における検索ツールの中核に位置づけられています。

財団法人ソフトウェア情報センターは、上記検索ツールに対する充実化の要請に応えるべく、これまでに約20万件のCSDBデータの作成を行うことにより、迅速かつ的確な審査を支援していただいています。そして、技術の新たなトレンドにも対応すべく審査官の意見や専門家による委員会の審議を経て、情報収集の内容について毎年必要な見直しを行い、データベースの質の維持と無駄のない効率的なデータ作成に努めていただいております。

さらには、社会的ニーズに応じて書誌事項などの公開についても、著作権にも配慮しつつ、実行に向けた準備をしていただいています。

この場をかりて、これまでの関係各位のご尽力に改めて感謝申し上げるとともに、時代に即した質の高いデータベースの構築に引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、ソフトウェア情報センターの益々の御発展と、皆様方の御健勝を祈念いたしまして新年のお祝いの言葉とさせていただきます。

3. 第11回SOFTIC国際シンポジウム開催報告

平成14年11月15日、東京プリンスホテル「プロビデンスホール」にて「IT時代の紛争解決メカニズム—ADRへの期待」をテーマとする国際シンポジウム

を開催した。参加者は149名であった。以下、開催結果の概要を報告する。



〔プログラム〕

〈午前の部〉

講演：「知的財産権紛争における裁判所における解決と裁判外の解決」

1. 各国ADR制度の紹介

- ・利用状況：ADR機関、利用件数・料金、紛争と処理類型 等
- ・運用の実務—解決に至る流れ：仲裁→調停（または和解斡旋）、調停→仲裁 等
- ・裁判手続との関係：調停前置、付仲裁・付調停、時効の扱い、執行力の付与、証拠調べ 等
- ・仲裁人・調停人の確保及びそのトレーニング

〈午後の部〉

講演：利用者から見たADRへの期待—事例紹介を中心に

2. 個別的問題の検討

- ・知的財産権のADR
- ・コンピューター・ソフトウェア取引のADR
- ・電子商取引紛争とオンラインADRの利用

〔主な内容〕

午前中、冒頭、東京地裁飯村判事から「知的財産権紛争の裁判所における解決と裁判外における解決」について講演された。続いて、日本のADR基本法検討の進捗について報告され、続いて台湾、シンガポール、英国、米国、韓国、中国及び日本におけるADR制度と具体的機関における実務の運用について紹介された。また、調停と仲裁（または訴訟）のつながり（調停から仲裁に移行する際にパネルは交代するか）について検討された。これについて、手続の公正性からみて交代する方が良いという考えと、運用の流れからいうと同一人でも良いとする考えが示された。交代するのが英、米、シンガポール及び台湾で、他の国では交代しないかまたは当事者が選択できるとのことであった。

午後は、富士通山地氏から「利用者から見たADRへの期待」について講演された。続いて、個別的問題として、知的財産権のADR、ソフト取引のADR及びオンラインADRについて検討された。

この中で東京地裁第22部（調停の専門部）の田中

裁判長から、裁判所におけるIT事件の処理について話された。同部では359名の調停員がおり、うちIT専門の調停員が15名で、平成7年から14年半ばまでに152件の調停事件を扱い、処理を終えた122件のうち81件が成立したとのことである。IT専門家調停員は技術、ソフトウェア開発の実績等に通じているので争点の確定が的確に行われ迅速な解決が可能となっている。IT関連事件では、多くがソフトウェア開発の請負契約あるいは準委任契約といったもので争われるが、契約内容が不明確であったり仕様が確定できていなかったりすることが紛争原因となっているので、そのために、ユーザーに対して専門家であるソフトハウスは的確に情報を伝達することが必要であるし、またユーザー側もソフト開発はソフトハウスとの共同作業であることを理解することが必要である等、実務上の留意点等も示された。

〔スピーカー、モデレーター及びパネリスト〕

講演者：

飯村敏明 東京地方裁判所 民事第29部裁判長
山地克郎 富士通(株) 法務・知的財産権本部本部長
モデレーター：

道垣内正人 東京大学 大学院法学政治学研究科 教授

小川憲久 弁護士（紀尾井坂法律特許事務所）

パネリスト：

陳家駿 (George C.C.Chen) 台湾弁護士 (Tsai, Lee&Chen)

Alban Kang シンガポール弁護士 (Alban Tay Mahtani & De Silva)

Robert David Allan Knutson 英国弁護士 / ICC他の仲裁人

Li Hu 中国弁護士 / 中国国際商業会議所仲裁研究所 (CCOIC) 副所長

David A. Livdahl 在日外国法事務弁護士 (Paul, Hastings, Janofsky & Walker)

Philip McConnaughay ペンシルバニア州立大学ディキンソン・ロースクール学部長

孫京漢 (Kyung-Han Sohn) 韓国弁護士 (Aram International)

Rungao Zheng 中国弁護士／中韓取引紛争解決
センター国際交流委員会副委員長
大石完一 東京地方裁判所 民事調停委員（コン
ピューター専門）

大川 宏 弁護士（総合法律事務所あおぞら）
田中信義 東京地方裁判所 民事第22部裁判長
山本和彦 一橋大学 大学院国際企業戦略研究科
教授 以上

4. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2002表彰

平成14年(2002年)10月15日、東京・港区の虎ノ門
パストラルにおいて、「ソフトウェア・プロダクト・
オブ・ザ・イヤー2002」(第14回)の表彰式及び受賞
ソフトウェア・プロダクトの実演が行われました。

また、同年10月1日(火)から10月5日(土)に
千葉・幕張メッセで開催されました「CEATEC
JAPAN 2002」に設置されました「ソフトウェア・
プロダクト・オブ・ザ・イヤー2002受賞コーナー」
において、受賞製品の展示・実演を行いました。

主催：財団法人 ソフトウェア情報センター
(SOFTiC)

後援：経済産業省
朝日新聞社
日刊工業新聞社

表彰ソフトウェア・プロダクト

1. システム分野

(1) プロダクト名称

DataSpiderシリーズ (販売開始：2001
年5月 価格 150万円から)

(2) 申請会社 株式会社アプレッソ

(代表取締役社長 小野和俊)

(<http://www.appresso.com/>)

2. ビジネス・アプリケーション分野

(1) プロダクト名称

多次元高速集計レポーティングツール
Dr. Sum (販売開始 2001年5月 価
格 80万円~130万円)

(2) 申請会社 翼システム株式会社

(代表取締役社長 尾上正志)

([http://www.tsubasa-tool.com/doc/
dr_sum/index.htm](http://www.tsubasa-tool.com/doc/dr_sum/index.htm))

3. エンジニアリング分野

(1) プロダクト名称

Caelum XXen
(販売開始 2001年3月 価格49万円~)

(2) 申請会社

株式会社トヨタケーラム

(代表取締役社長 新木廣海)

(<http://www.caelum.co.jp/>)

4. ソーシャル／ライフ分野

A. 公共分野



(1) プロダクト名称

UC-win/Road

(販売開始 2000年5月 価格68万円)

(2) 申請会社

株式会社フォーラムエイト

(代表取締役社長 和田 忠治)

(<http://www.forum8.co.jp/>)

B. 医療・福祉分野

(1) プロダクト名称

FineSpeech

(販売開始 2001年2月 価格19万円~)

(2) 申請会社

株式会社アニモ (代表取締役 服部一郎)

([http://www.animo.co.jp/product/
fs/index.html](http://www.animo.co.jp/product/fs/index.html))



C. 教育分野

(1) プロダクト名称

LiveCreator Ver. 3

(販売開始 2002年 5月 価格20万円～)

(2) 申請会社

株式会社レイル

(代表取締役 須古 勝志)

(<http://www.wbtstation.com/>)

5. 2002年度「ソフトウェアの知的財産権入門講座」のご案内

【2002年度「ソフトウェアの知的財産権入門講座」Bコース】

○期間：平成15年1月15日より全6回（平成15年3月終了予定） ただ今開催中ですが、お申し込みにつきお問い合わせ下さい。

○場所：当センター会議室（スクール形式）

○受講料：SOFTIC 会員 6万円 / 一般 10万円

カリキュラム ※時間 午後2時から5時（休憩・質疑応答含む）

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	2003年 1月15日（水）	ソフトウェアの著作権侵害事例	梶山 敬士
第2回	1月29日（水）	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田 正夫
第3回	2月12日（水）	ソフトウェア特許の侵害論	水谷 直樹
第4回	2月26日（水）	不正競争防止法の概説	小川 憲久
第5回	3月12日（水）	関連する諸問題	大澤 恒夫
第6回	3月19日（水）	新しい情報取引と契約	吉田 一雄

（ご参考）Aコース

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	6月12日（水）	知的財産権法の概論	美勢 克彦
第2回	6月26日（水）	日本著作権法の概論	泉 克幸
第3回	7月10日（水）	ソフトウェア契約（1）	宮下 佳之
第4回	7月24日（水）	ソフトウェア契約（2）	大谷 和子
第5回	9月11日（水）	工業所有権法の概説	三品 岩男
第6回	9月25日（水）	特許の出願実務	土井 健二
第7回	10月9日（水）	ソフトウェア等の保護の国際動向	亀井 正博

○ お問い合わせ

(財)ソフトウェア情報センター／入門講座係 〒105-0001東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル4 F Tel 03-3437-3071 Fax 03-3437-3398 E-mail nyumon@softic.or.jp URL http://www.softic.or.jp/

6. 海外往来状況

○日程：2002年9月10日～9月14日

派遣先：スイス・ジュネーブ

派遣者：(財)ソフトウェア情報センター

専務理事 則近憲佑

目的：WIPO権利行使に関する諮問会議出席

内容：電子的情報交換、教育と権利行使戦略

開発の必要性、および権利行使に関する

問題点と実務について論議が行われ、①WIPOによる適切かつ効果的な権利行使の仕組みの設立、②模造品との戦いが全世界的関心事であること、③知的財産権行使の問題と戦略に関する電子的フォーラムの設立を歓迎することが確認され、また諸議論の整理が行われた。今

後、権利行使問題を継続検討する組織をWIPO内に作る方針であるが、組織形態、権利行使の基準をどうするか (best practices、good practices、model law) 等についての検討が必要である。次回は2003年5月26～28日に開催予定。

- 日程：2002年9月15日～9月19日
 派遣先：スイス・ヌーシャテル
 派遣者：(財)ソフトウェア情報センター
 特別研究員 小川憲久
 目的：ALAI (国際著作権法学会) Study Days出席
 内容：今回のテーマは「著作権とインターネット世界；国、国際及び地域の挑戦」であり、初日は著作権と国際私法との関連について、特に、米国及び欧州の著作権法の国際適用、国際管轄権の提案について議論がなされた。二日目は、TRIPSに基づくWTOの紛争解決手続、著作権分野における欧州裁判所の役割、WIPO仲裁センターによるICANN方針に従っ

た紛争解決手続について議論がなされた。なお、来年は9月にブダペストにおいて開催される予定。

- 日程：2002年9月17日～9月21日
 派遣先：米国・シアトル
 派遣者：(財)ソフトウェア情報センター
 調査研究部長 柳沢茂樹
 目的：ILPF (Internet Law & Policy Forum) Conference 2002出席
 内容：インターネットの安全保障 (セキュリティ) とプライバシーをテーマとする2日間の大会であり、9月18日には米国政府が当日発表した「サイバースペース安全保障国家戦略」の発表の様子が会場へインターネット中継され、また翌日には当戦略立案担当者による講演も行われる等、昨年9月11日のテロを契機とした安全保障強化の機運の中で、インターネットの安全保障強化の必要性と、一方では個人のプライバシー保護の必要性について議論が行われた。

7. プログラム著作物登録の申請件数

財団法人ソフトウェア情報センター
 平成14年12月31日現在

1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	(*) H14	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	323	7,268
第一発行年月日等の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	7	2	162
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	104	979
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	49	705
(根) 質権の設定・ 抹消・変更	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	27	184
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	27	79
嘱託 (譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	1	11
合計	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	429	8,427

2. プログラム分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	(*) H14	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	27	1,565
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	80	2,443
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	231	3,826
合計(*)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	338	7,834

(*1) 平成14年度は、4月～12月の件数です。

(*2) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、総申請件数とプログラム分類別申請件数の計は異なる値となる。

8. 寄稿「15年間の思い出」

財団法人ソフトウェア情報センター 特別研究員
水谷法律特許事務所 弁護士・弁理士

水谷 直樹

私がSOFTICに出入りをさせていただくようになったのは、約15年前にリバースエンジニアリングの適否に関する検討委員会に参加したことが発端であった。

それ以来、SOFTICに約15年間通い続けていることになる。

この15年間、SOFTICの委員会での検討テーマは、リバースエンジニアリングに初まって、コンピュータ創作物の保護、データベースの法的保護等を経て、現在ではソフトウェア特許、デジタルコンテンツのネット上での配信、オープンソースプログラムの利用等へと移行してきている。

大型計算機中心の時代からインターネットに代表されるネットワークの時代への移行が、上記の検討テーマの変遷にも具体的に現れていると思われる、時代の変化を感じざるを得ない。

ところで、SOFTICでの委員会は、通常夕方に開催されることが多かったため、委員会が終わると、近くの居酒屋へ席を移すことも屢々で、委員会での議論よりも、居酒屋での雑談の方が後々まで記憶に残ることも少なからずという調子であった。

この間、SOFTICは隔年毎(現在は毎年)に国際シンポジウムを開催し、その時点でのホットなテーマにつき内外の専門家を招いて議論を行ない、報告書

を作成するというスタイルを維持してきた。このような活動の結果、SOFTICは海外でも相当の知名度を獲得し、また国内においても、ソフトウェアの分野で生じてくる法律問題の情報センターとしての評価が得られるようになった。

このような活動に多少でも関与してきた者にとって、このことは大変喜ばしい限りである。

言うまでもないことであるが、SOFTICで一貫して取り扱ってきたテーマは、法律と技術の境界領域の分野の問題である。

私は、個人的には理工系学部を卒業した後に、法律の勉強を始めたこともあって、この境界領域の問題に個人的にも大変興味深いものを感じていた。

もっとも、当初は、このような境界領域の検討は、一般にはある種の物珍しさも伴っていたように思われるが、現在では極く当たり前のこととなり、法律と技術の接近ないし融合は、一般的な事象の1つになりつつあると言ってよいものと思われる。

このような法律と技術の接点の分野、すなわち知的財産法の分野は、最近では、国会で知的財産基本法が制定されるなど、国家戦略の1つを形成する注目すべき分野になりつつある。

SOFTICは、この分野の代表的な情報センターの1つとして、今後も自由な立場から積極的な情報発信を続けていくことを願っている。

以上

SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTIC NEWS 2003年1月 (No.34)
発行 財団法人ソフトウェア情報センター
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTIC)
発行人 則近 憲佑
問い合わせ先 事務局 橋爪、島崎
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398
Web Site <http://www.softic.or.jp/> E-mail : staff@softic.or.jp